平成２５年（フ）第５４号
東京都立川市羽衣町２丁目39番７号Ｈ・Ｓ・田島102号
債務者　内海　久夫
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７７号
横浜市神奈川区菅田町758番地
債務者　菅原　憲一
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１号
東京都小金井市桜町２丁目９番６号鴨下ハイツ201
債務者　廣瀬　　進
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０３号
神奈川県大和市上草柳185番地13　アーデル・ヴィラ101
債務者　佐藤　厚子（旧姓笹）
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５号
愛媛県八幡浜市国木160番地１
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８号
静岡市葵区若松町６番地、旧住所静岡市葵区千代２丁目３番３号
債務者　市川　優子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９号
静岡県榛原郡川根本町下長尾799番地の１
債務者　竹嶋　浩行
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５号
東京都八王子市横川町740番地ファミールＳＡＮＡＯ401号
債務者　大保　　梢（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５号
愛媛県八幡浜市国木160番地１
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前10時　松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第５３３号
愛知県安城市横山町大山田中86番地　ライオンズガーデン安城横山707
債務者　栄新プラントサービスこと　平野　久雄
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前10時　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２３４号
東京都八王子市四谷町851番地セジュールＡＲＡＩ203号
債務者　榎本　友美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７１号
横浜市青葉区松風台35番地23　松風コーポ202
債務者　大石　幸二
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０２号
愛知県豊川市本野町北浦129番地の10　ディアスパーシモンＢ102号
債務者　鈴木由里子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６号
愛知県豊橋市神野新田町字タノ割37番地２102
債務者　味岡　浩二
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第８号
愛知県豊橋市平川本町１丁目16番地の６
債務者　秋山　幸雄
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２２号
愛知県豊橋市平川町21番地２　２－Ｃ
債務者　木村　幸代
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部